

耐震診断・耐震改修費補助（高齢） 制度概要

概要・対象施設・補助率等

○ 都内の高齢者福祉施設等の耐震化を促進していくため「耐震化促進事業」（耐震診断と耐震改修）として補助を実施

1 補助対象（耐震診断・耐震改修共通）

下記の条件のすべてを満たす施設の設置者

- 都内に所在する高齢者福祉施設等。
- 私立施設（自己所有施設）であること。
- 施設の設置基準を満たしている施設であること。

要注意

※1 訪問看護ステーション等（利用者が不在の施設）は、対象外。

※2 建物の要件は構造、階数、面積を問わない。

2 補助率

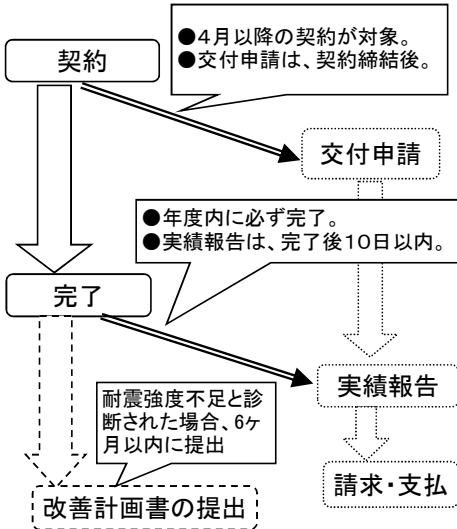
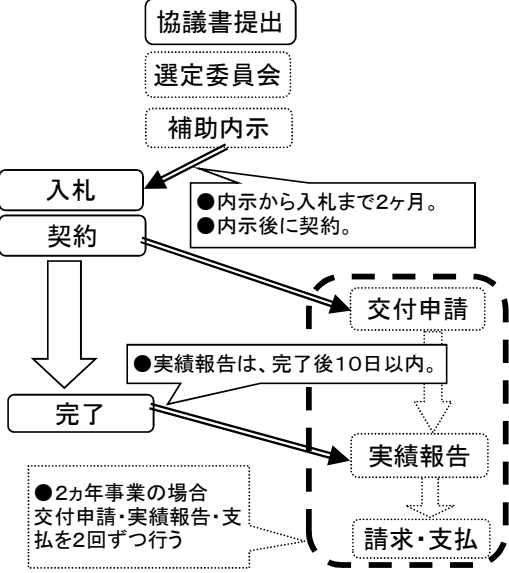
	耐 震 診 断	耐 震 改 修				
補助率	4 / 5 ※1	7 / 8 または、13 / 16				
	※ 限度額 1,000㎡以内 3,670円/㎡ 1,000㎡超、2,000㎡以内 1,570円/㎡ 2,000㎡超 1,050円/㎡ ※ 対象面積に上限なし	<table border="1"> <thead> <tr> <th>Is値が0.3未満 Iw値が0.7未満</th> <th>Is値が0.3以上0.7未満 Iw値が0.7以上1.1未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 / 8</td> <td>13 / 16</td> </tr> </tbody> </table> ※ 限度額 56,300円又は51,200円/㎡ ※ 対象面積に上限なし	Is値が0.3未満 Iw値が0.7未満	Is値が0.3以上0.7未満 Iw値が0.7以上1.1未満	7 / 8	13 / 16
Is値が0.3未満 Iw値が0.7未満	Is値が0.3以上0.7未満 Iw値が0.7以上1.1未満					
7 / 8	13 / 16					

なお、上記の補助内容は令和3年度のものであり、令和4年度は補助内容に変更が生じる可能性があります。

補助対象経費等

耐 震 診 断	耐 震 改 修						
<p>1 対象建築物</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された建築物。</p> <p>⇒「確認申請書」の日付が昭和56年6月1日より前のもの</p> <p>※ただし、既に耐震診断等を実施した施設は補助対象外。</p>	<p>1 対象建築物 (旧耐震基準で建築され、耐震診断を受診したもの)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構造</th> <th>対象施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄骨造 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造</td> <td>構造耐震指標（Is値）が0.7未満の施設</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>構造耐震指標（Iw値）が1.1未満の施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 耐震診断は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法による。</p>	構造	対象施設	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標（Is値）が0.7未満の施設	木造	構造耐震指標（Iw値）が1.1未満の施設
構造	対象施設						
鉄骨造 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	構造耐震指標（Is値）が0.7未満の施設						
木造	構造耐震指標（Iw値）が1.1未満の施設						
<p>2 補助対象事業</p> <p>「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号）に定める方法により補助対象年度内に行う耐震診断とする。</p>	<p>2 補助対象事業等</p> <p>(1) 耐震補強に要する工事 柱、壁、梁等の補強・増設等 補強後の建物に係る構造耐震指標が、鉄骨造等はIs値が0.7、木造はIw値が1.1を超え、又は、補強によってこれと同程度の耐震性能が認められること</p> <p>※「構造耐震指標」とは、建築物の地震に対する安全性を示す指標</p> <p>(2) 仮設施設の整備に要する経費 (建物賃借料、工事費又は工事請負費)</p>						
<p>3 補助対象経費</p> <p>耐震診断に要する経費 ※耐震改修促進法の「認定」を受ける前段階に取得する耐震診断の妥当性を裏付ける専門機関による「評定」の経費は対象外。</p>							

耐震診断・耐震改修費補助 申請業務概要（令和4年度用）

耐震診断		耐震改修
平成20年10月31日から令和7年度末まで	補助期間	平成21年度から令和7年度末まで
	申請業務の流れ	
耐震診断の契約後、交付申請書を提出 ⇒交付申請書の内容を審査し、交付決定する	補助審査	協議書を審査し、選定委員会に諮る ⇒審査が通れば、補助内示を出す
/	協議書提出締切 内示予定	<p>(協議スケジュール参照)</p> <p>第1回締切：令和4年6月17日 ⇒ 令和4年11月中旬 内示予定</p> <p>第2回締切：令和4年11月2日 ⇒ 令和4年5月上旬 内示予定</p> <p>※内示年度内に着工すること。 ※出来高を1%以上計上すること。</p> <p>介護医療院へ転換予定の施設についても、協議可能です。ただし、補助内示は、介護医療院への転換後となります。</p>
	交付申請書の提出	改修工事契約後に提出
毎月月末締切とする 第1回：令和4年4月末 最終締切：令和4年12月末	契約方法	補助内示後に契約すること（内示前契約は補助対象外） 原則として、入札による改修の設計を担当した事業者は、入札に参加できない
単年度で終了するものを対象とする 4月以降に契約し、3月末までに完了させること	複数年事業の可否	複数年事業も認める 年度ごとに交付申請等の事務が必要となる
業務完了後、一括で支払う	補助金の支払	年度ごとに出来高に応じて支払う